

福生市地域防災計画(素案)に対する乙津議員からの御意見等への回答

No.	ページ (素案時)	意見・質問 (原文ママ)	回答
1	27	2 学校教育・社会教育における防災教育 立川防災館、東京都教育委員会発行の「地震と安全」とあるが、立川防災館は発行者ではないと思うが？	指摘のとおり、まぎらわしい文面となっていますので、『東京都教育委員会発行の「地震と安全」や立川防災館を活用して～』に修正します。
2	31	2 在宅要配慮者対策 在宅要配慮者とは？在宅避難行動要支援者とは？ 福生市災害時要援護者登録制度の名簿は在宅避難行動要支援者の名簿に移行する、とあるが、両者の登録条件等は同じか？ 東京都の指針と内閣府の指針とで対象者の呼び名が異なる(災害時要援護者、避難行動要支援者)が、さらに在宅という言葉が付加されている。複雑だ。	要配慮者とは、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のことで、避難行動要支援者とは、各市町村に居住する要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものと災害対策基本法で定義されています。 素案で定めている避難行動要支援者名簿の対象者については、現行のものとは登録条件が異なります。ただし、災害時要援護者名簿に登録されている方については、登録条件に適合していない場合でも、引継ぎを行います。 在宅という言葉については、指摘のとおり、より複雑で理解がしづらくなっていますので、削除します。
3	34	2 市政のBCP等の策定 市のBCPを検討し、とあるが、福生市事業継続計画(地震編)は機能しているのでは？	指摘のとおり、誤りですので、『2 市政のBCP等の見直し』に修正するとともに、本文も『福生市事業継続計画を見直し』に修正します。 なお、現行の福生市事業継続計画については、地域防災計画修正後に、見直しを行う予定です。
4	81	受援体制について 受援という言葉に馴染みが薄いですが、P81 第5節の説明は理解が難しい。 受援計画を策定することだが、東京都災害時受援応援計画を見るととても分かりやすい。受援と応援は対応して整理しないと理解し難いと感じる。と思ったが、内閣府のガイドラインでは都道府県に対しては、応援・受援担当を、市町村に対しては、災害時受援体制の構築となっている。 3の自衛隊の災害派遣部隊の受入は受援とは言わず、別計画(第4節)となるの？	自衛隊に対する災害派遣要請に関しても受援に含まれますが、指摘のとおり、別計画となるように読み取れますので、受援に関する記載箇所については、構成の見直しを検討しています。 受援計画については、都の受援計画やガイドラインを参考に具体的な対応の検討を行い作成する予定です。
5	概要版	前回、「福生市地域防災計画(平成25年度修正)概要版」が発行されたと思うが、今回の改版においても発行される？	今回も前回同様、概要版を発行します。